

かに他ならず、「人を教義や宗教的権威に隸属させる」などとする原判決の説く一神教の特性は統一原理には当てはまらない。

第五に、原判決が何ゆえ一神教を殊更に取り上げて非科学的・非合理的・非論理的・情緒的であるとの趣旨を述べるのか疑問である。原判決は、ゼウスの神々を信仰対象とするギリシャの古代宗教や、八百の神を信仰対象とする神道のような多神教の方が、より科学的・合理的・論理的だと言うのであろうか。また、人を隸属させる力に関する天皇制と神道が結びつくことによって軍国主義が旧憲法下の日本国民を支配した事実を思えば、多神教であっても人の心や行動に対する絶大な支配力を持つことはあると言える。加えて言えば、無神論・共産主義に基づき、人を隸属させてきた国々も存する。従って、人に対する支配力や人を隸属させる力を一神教の特性と捉える原判決が、いかに一神教に対し極端な偏見をもっているかが明らかである。

3 「3」について

原判決は、「信仰を得ること、すなわち神秘に帰依するとの選択が上記のようなものである以上、教義や宗教的権威の言葉が間違っていることを言葉により論理的に証明してみせても、人の信仰を揺るがすことができない」と述べる(241頁)。

しかしながら、一旦、ある教義を信仰したとしても、その教義に疑問を持ってその教義から離れるということはよく見られるところである。従つて、「一旦、ある者が信仰を得て信者となった場合、神が授けた教えに服従しようとする思考や生活態度は極めて強固なものとなる」とは言えない。また、「文鮮明師の発する言葉に対する絶対的服従が習慣化」するともいえない。信者は文師の提唱する統一運動に協力するが、文師の言葉に絶対的服従をする訳ではない。

しかも被控訴人らの大半は、親族及び脱会カウンセラーによる拉致監禁